

保護者の皆様

狛江市立狛江第五小学校長

細谷 俊太郎

## 10月の安全指導について

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。10月の安全指導は下記のとおりです。交通安全に対する児童の意識を高められるよう、ご家庭でもあらためてご確認ください。

### ○実施内容 【自転車の正しい乗り方を考えよう】

#### ☆自転車は車両の一種!

過去に、和泉多摩川駅付近で自転車同士が衝突する交通事故が発生した事例があります。自転車に乗った児童が、一時停止を守らずに見通しの悪い交差点に進入し、走行中の大人の自転車と衝突しました。大人が転倒し負傷しましたが、児童はそのまま立ち去ったそうです。

狛江市内の交通事故要因として自転車に関与する割合は62.9%で、東京都全体46.3%を大きく上回る状況です(令和5年度、警視庁調べ)。狛江市内での事故の主な原因は、自転車乗車中の「ながらスマホ」「傘差し運転」「イヤホン装着」など運転操作のミスによる事故です。自転車は道路交通法上、車両の一種(軽車両)です。違反をすると、罰則が科せられる場合があります。ルールを守って安全に自転車を利用するため、正しいルールを把握する必要があります。

#### ☆自転車安全利用五則!

1 【車道が原則、歩道は例外】 自転車は「車両」なので、原則車道を走ります。

2 【歩道は歩行者優先で、車道寄りを走行】

13歳未満の子は、歩道を走行することができます。しかし、歩道や路側帯を走行する場合は、車道寄りを走行し、歩行者の進行を妨げないように走行する必要があります。歩道の幅や歩行者の様子を見て、自他の安全を十分に確保しながら走行することが大切です。

3 【車道は左側を走行】 車道を走行する際は、原則として車道の左側に寄って通行します。

4 【安全ルールを守る】 (警視庁自転車交通安全リーフレットより)

○二人乗りをしない。	○交差点では、 一時停止と安全確認。	○必ず、信号を守る。
○暗くなったら、 必ずライトをつける。	○横に並んで(広がって) 走らない。	○走行中にイヤホンや 傘を使用しない。

など

5 【ヘルメットを着用】

2023年4月から、子供も大人も自転車を利用する場合、ヘルメットの着用努力が義務付けられています。

#### ☆自転車の整備が大事!

日頃の自転車の整備も重要です。ブレーキやライトは正常に作動するか、サドルの高さは適切であるか等、お子さんの自転車を今一度ご確認ください。

自転車の乗り方と合わせて横断歩道の渡り方についてもご確認ください。

事故を未然に防ぎ、児童の安全を確保するため、走行ルールについての指導を繰り返し、「**自分の命は自分で守る**」意識をもたせてください。

担当 生活指導主任 井上 愛子